文教委員会資料

令和７年７月１日

子ども未来部子ども育成課

**「品川区社会的養育推進計画」の策定について**

**１．経緯**

　令和４年改正児童福祉法等を踏まえ、国は「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和６年３月１２日こ支家第１２５号）により、都道府県等（児童相談所設置市を含む）に「社会的養育推進計画」の策定を求めた。

区では、これまで東京都の社会的養育推進計画により取組を進めてきたが、令和６年１０月に品川区児童相談所を開設したため、「品川区社会的養育推進計画」を新たに策定する。

**２．計画の概要**

国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、区の現状や課題を踏まえたうえで取り組みの方向性や具体的な施策等について記載する。

＜構成（案）＞

　　（１）総論（策定の背景、基本的な考え方、計画期間等）

　　（２）品川区の状況（児童相談所の運営状況、里親・児童養護施設の状況、代替養育を必要とするこども数の推計等）

　　（３）具体的な取組（こどもの権利擁護、里親委託等の推進、一時保護等）

※策定に当たっては、「品川区こども計画」等の関連する計画と整合を図るとともに、品川区児童福祉審議会や当事者であるこども、区民等からも幅広く意見を聴取する

**３．スケジュール**

令和７年７月～１２月　計画の検討、意見聴取（品川区児童福祉審議会）

令和８年２月　　　　　パブリックコメント実施

令和８年４月　　　　　計画実施（予定）